明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（二）　三
〔告　示〕
○経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の効力発生に関する件（外務一四）　四九二
○経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定第十六条の規定に基づく日本国政府とペルー共和国政府との間の実施取極の署名に関する件（同一五）

本号で公布された法令のあらまし

◇経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（条約第二号）（外務省）

この協定は、我が国とペルー共和国との間で、物品及び国境を越えるサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、両国間の経済活動の連携を強化するとともに、自然人の移動、競争、知的財産等の幅広い分野での協力を強化するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　総則（第一章関係）
透明性、公衆による意見提出の手続、秘密の情報、審査及び上訴、腐敗行為の防止に関する措置、例外、租税、一時的なセーフガード措置、委員会の設置、実施取極等について定める。

2　物品の貿易（第二章関係）
一方の締約国は、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与えるとともに、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げること等について定める。

3　原産地規則（第三章関係）
産品が締約国の原産品とされる要件等について定める。

4　税関手続及び貿易円滑化（第四章関係）
両締約国の税関手続に関する透明性、協力及び情報の交換等について定める。

5　衛生植物検疫措置（第五章関係）
衛生植物検疫措置に関する照会所の指定、小委員会の設置等について定める。

6　強制規格、任意規格及び適合性評価手続（第六章関係）
強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する両締約国間の協力、透明性、小委員会の設置等について定める。

7　国境を越えるサービスの貿易（第七章関係）
一方の締約国は、国境を越えるサービスの貿易に関する措置について、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えること等について定める。

8　電気通信サービス（第八章関係）
公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスへのアクセス並びにそれらの利用等に関する締約国の措置について定める。

9　商用目的の国民の入国及び一時的な滞在（第九章関係）
一方の締約国は、第九章の規定に従い、他方の締約国の商用目的の国民に対し、入国及び一時的な滞在を許可すること等について定める。

10　政府調達（第一〇章関係）
一方の締約国は、政府調達に関する措置について、他方の締約国の物品及びサービス並びにそれらの供給者に対して内国民待遇及び無差別待遇を与えること等について定める。

11　知的財産権（第一一章関係）
両締約国は、知的財産の十分にして、効果的なかつ無差別な保護を与え、及び確保すること等について定める。

12　競争（第一二章関係）
各締約国は、自国の法令に従い、反競争的行為に対して適当と認める措置をとること等について定める。

13　ビジネス環境の整備（第一三章関係）
ビジネス環境の整備のための小委員会の設置等について定める。

14　協力（第一四章関係）
両締約国間の協力の基本原則、範囲及び形態等について定める。

15　紛争解決（第一五章関係）
協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の回避及び解決のための手続について定める。

16　最終規定（第一六章関係）
協定の改正、効力発生等について定める。

17　附属書
㈠　両締約国の関税の撤廃及び引下げの実施日程並びに関税割当ての内容等について定める。（附属書一関係）
㈡　内国民待遇の付与及び関税以外の輸出入の禁止又は制限の例外としてのペルーの措置について定める。（附属書二関係）
㈢　品目別原産地規則について定める。（附属書三関係）
㈣　原産地証明の様式等について定める。（附属書四関係）
㈤　国境を越えるサービスの貿易についての内国民待遇、最恵国待遇等の義務に適合しない現行の措置に関する各締約国の留保について定める。（附属書五関係）
㈥　国境を越えるサービスの貿易についての内国民待遇、最恵国待遇等の義務に適合しない将来の措置に関する各締約国の留保について定める。（附属書六関係）
㈦　金融サービスに関する第七章及び投資協定の補足規定について定める。（附属書七関係）
㈧　各締約国が商用目的の国民の入国及び一時的な滞在について行う特定の約束について定める。（附属書八関係）
㈨　第一〇章の規定の適用を受ける調達機関、物品、サービス等について定める。（附属書九関係）
㈩　各締約国が保護すべきぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示について定める。（附属書一〇関係）